

NEWS LETTER

2010年4月号 (No.141)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

社長給料の一部課税制度ついに廃止!

平成22年度の税制改正でついに、「特殊支配同族会社の損金不算入制度の廃止」が決まりました。平成18年度の改正で成立し、賛否両論話題となった制度でしたが、翌19年度に一部緩和され、今回で正式に廃止となりました。これまで対象となっていた会社にとっては朗報ですね。

●制度のおさらい

以下に該当する会社の場合には、社長の給料のうち「給与所得控除額」に相当する金額を会社経費として認めないという制度です。つまり、個人の税金の対象外となっていた部分に、会社で課税しようというものです。

(例)社長年収 1,200万円

970万円	⇒ 個人で課税の対象となる
230万円	⇒ 「給与所得控除額」

- ①個人では課税の対象外
- ②会社で課税される

【判定基準】

- ①親族で会社株式を90%以上保有
- ②経営に従事している親族役員が役員全体の過半数を占有
- ③前3年間の会社利益と社長給料の合計の平均額が1,600万円超
- ④上記③が3,000万円以下の場合に、社長給料の割合が50%超

●廃止の時期はいつから?

同制度の廃止の時期は、平成22年4月1日以後終了の事業年度より廃止となりますので、今年の4月決算法人より廃止となります。

●税金への影響は

同制度により増額となっている税金が、そのまま減額されることとなります。



年収	給与所得控除額	減税額 ※税率40%で計算
1,200万円	230万円	92万円
900万円	210万円	84万円
600万円	174万円	70万円

●平成22年度税制改正について

その他の法人関係の改正点については次の通りです。

通りです。

【平成24年3月31日まで期間延長】

①少額減価償却資産の特例

⇒資本金1億円以下の会社が、1点30万円未満の減価償却資産を購入した場合に、年間300万円を限度に全額経費にできる制度。

②中小企業投資促進税制、中小企業等基盤強化税制

⇒資本金1億円以下の会社が、機械装置、PC等の備品、ソフトウェア等を一定額以上購入した場合に、取得価額の30%の「特別償却」か、7%の「税額控除」を選択適用できる制度。

③交際費の損金不算入(経費とならない)

⇒ i 資本金1億円超：全額損金不算入

ii 資本金1億円以下

→600万円まで：10%が損金不算入

→600万円超の部分：全額損金不算入

【法人税率引き下げは先送り】

中小企業の法人税率を、11%に引き下げる改正は来年度以降先送りとなりました。よって、平成23年4月1日以後終了の事業年度より現在の軽減税率18%が通常の22%へ戻りますので、差額4%分はこれまでより増税となります。

●最後に

ご不明な点等ございましたら、担当者までご連絡ください。

(北岡 慧太)